

## 令和7年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第73号議案	令和7年度春日井市一般会計補正予算（第4号）……………	2
第74号議案	令和7年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	6
第75号議案	令和7年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	8
第76号議案	令和7年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）……………	11
第77号議案	令和7年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第2号）……………	14
第78号議案	春日井市福祉作業所条例の一部を改正する条例について…	16
第79号議案	春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例について……………	18
第80号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	20
第81号議案	令和6年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	23
第82号議案	訴えの提起について……………	24
第83号議案	損害賠償の額の決定について……………	26
報告第31号	令和6年度春日井市一般会計継続費の精算について……………	27
報告第32号	令和7年度春日井市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について……………	30
報告第33号	鷹来公民館大規模改修工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	43

## 第 73 号議案

### 令和 7 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度春日井市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,315,187 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 136,885,817 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### （地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		27,804,001	119,960	27,923,961
	2 国庫補助金	9,713,537	119,960	9,833,497
17 県支出金		9,557,872	12,338	9,570,210
	2 県補助金	2,483,670	12,338	2,496,008
19 寄附金		633,400	196,000	829,400
	1 寄附金	633,400	196,000	829,400
20 繰入金		3,421,213	212,089	3,633,302
	1 繰入金	3,421,213	212,089	3,633,302
21 繰越金		1	347,987	347,988
	1 繰越金	1	347,987	347,988
22 諸収入		3,989,003	513	3,989,516
	5 雑入	2,833,225	513	2,833,738
23 市債		12,558,900	426,300	12,985,200
	1 市債	12,558,900	426,300	12,985,200
歳入合計		135,570,630	1,315,187	136,885,817

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,347,815	563,974	15,911,789
	1 総務管理費	12,944,572	563,974	13,508,546
3 民生費		58,794,520	55,537	58,850,057
	1 社会福祉費	31,386,843	7,735	31,394,578
	2 児童福祉費	21,504,240	47,802	21,552,042
4 衛生費		20,043,446	15,884	20,059,330
	3 清掃費	14,038,983	15,884	14,054,867
7 商工費		2,212,589	83,992	2,296,581
	1 商工費	2,212,589	83,992	2,296,581
10 教育費		13,191,344	595,800	13,787,144
	2 小学校費	2,266,841	595,800	2,862,641
歳出合計		135,570,630	1,315,187	136,885,817

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前			補 正 後				
		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育債	義務教育 施設整備 事業	1,037,400	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,463,700	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

## 第 74 号議案

### 令和 7 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,893,226 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		0	169,900	169,900
	1 繰越金	0	169,900	169,900
歳入合計		6,723,326	169,900	6,893,226

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,652,041	169,900	6,821,941
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,652,041	169,900	6,821,941
歳出合計		6,723,326	169,900	6,893,226

## 第 75 号議案

### 令和 7 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94,058 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,922,102 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		3,401,220	1,500	3,402,720
	2 県補助金	106,252	1,500	107,752
6 繰入金		4,220,640	684	4,221,324
	1 一般会計 繰入金	3,518,024	684	3,518,708
8 諸収入		9,646	83,194	92,840
	1 雑収入	9,646	83,194	92,840
9 繰越金		0	8,680	8,680
	1 繰越金	0	8,680	8,680
歳入合計		24,828,044	94,058	24,922,102

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		9,240	10,669	19,909
	1 基金積立金	9,240	10,669	19,909
5 保健福祉費		75,740	2,000	77,740
	1 保健福祉費	75,740	2,000	77,740
6 諸支出金		157,358	81,389	238,747
	1 償還金	20,000	81,389	101,389
歳出合計		24,828,044	94,058	24,922,102

## 第 76 号議案

### 令和 7 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計補 正予算（第 1 号）

令和 7 年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計補正予算  
（第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 543,099 千円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ 551,519 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に  
繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

#### （地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起  
債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」に  
よる。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		8,420	282	8,702
	1 繰入金	8,420	282	8,702
2 財産収入		0	20,917	20,917
	1 財産売払収入	0	20,917	20,917
3 市債		0	521,900	521,900
	1 市債	0	521,900	521,900
歳入合計		8,420	543,099	551,519

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		7,500	543,099	550,599
	1 事業費	7,500	543,099	550,599
歳出合計		8,420	543,099	551,519

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
事業費	事業費	春日井インター北企業用地整備	543,099

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
春日井北企業用地整備事業	521,900	普通貸借は行 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

## 第 77 号議案

### 令和 7 年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

#### （総則）

第 1 条 令和 7 年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 7 年度春日井市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
ポンプ場施設耐震化・改築事業	631,200千円	△613,200千円	18,000千円

#### （資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的収入	6,796,781千円	△613,200千円	6,183,581千円
第 1 項 企 業 債	5,150,400千円	△497,300千円	4,653,100千円
第 3 項 補 助 金	1,167,058千円	△115,900千円	1,051,158千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	9,225,919千円	△613,200千円	8,612,719千円
第 1 項 建設改良費	5,933,072千円	△613,200千円	5,319,872千円

(継続費の補正)

第4条 予算第5条に定めた継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			年度	年割額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	第1中継ポンプ場 耐震化・改築事業	6	0	6	0
			7	631,200	7	18,000
			8	34,100	8	258,000
					9	389,300

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	5,261,400	4,764,100

令和7年9月5日提出

春日井市長 石黒直樹

第 78 号議案

春日井市福祉作業所条例の一部を改正する条例について

春日井市福祉作業所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市福祉作業所条例の一部を改正する条例

春日井市福祉作業所条例（昭和61年春日井市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第6条第1項中「同条第2項第3号」を「同条第2項第4号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 79 号議案

春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例に  
ついて

春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例を次のように  
定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

春日井市立郷土館の設置および管理に関する条例（昭和48年春日井市条例第36号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、郷土館を廃止するため必要があるからである。

第 80 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の3第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表マンション管理適正化法第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく認定の更新の申請に対する審査の項中「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「同法第5条の3第1項」を「マンション管理適正化法第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率の」を「容積率又は各部分の高さに関する」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表「4 建築基準法等関係手数料」の表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の3第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項の改正規定及びマンション管理適正化法第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく認定の更新の申請に対する審査の項の改正規定は、令和7年11月28日から施行する。

## 説 明

この案を提出するのは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、新たにマンションの各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を設ける等のため必要があるからである。

## 第 81 号議案

### 令和 6 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金 600,927,475 円のうち 416,494,283 円を資本金に組み入れ、184,433,192 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 第 82 号議案

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 管轄裁判所 東京地方裁判所
- 2 相手方 ■■■■■■  
■■■■■
- 3 事件名 損害賠償請求事件
- 4 訴えの趣旨 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第25条第1項の規定に基づき、相手方に対し、64,170,552円及びこれに対する平成27年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。
- 5 訴えの理由 市が■■■■■との間で平成25年9月30日に締結したデジタル消防救急無線システム整備工事の請負契約において、製造販売事業者である相手方を含む5社により独禁法第3条の不

当な取引制限が行われたため、当該取引制限がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額相当額に係る賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。

- 6 市長は、本訴訟の遂行に当たって、上訴、和解その他必要な行為を行うものとする。

## 第 83 号議案

### 損害賠償の額の決定について

春日井市の施設内における事故について、次のとおり損害賠償を行うものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 損害賠償の額 2, 6 3 3, 5 2 7 円
  
- 2 損害賠償の相手方 ■■■■■■  
■■ ■■
  
- 3 事故の概要 令和 7 年 7 月 13 日潮見坂平和公園における施設事故

報告第 31 号

令和 6 年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和6年度春日井市一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

款項	事業名	年度	全体計画 (A)					実績 (B)					比較 (A) - (B)				
			年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源		
				特定財源				特定財源				特定財源					
				国・県支出金	地方債	その他		国・県支出金	地方債	その他		国・県支出金	地方債	その他			
民生費	鳥居松小学校舎等リニューアル工事	4	900,000				900,000	97,200				97,200	802,800				802,800
		5	16,400,000		12,900,000	2,000,000	1,500,000	15,963,975		13,100,000		2,863,975	436,025		△200,000	2,000,000	△1,363,975
		6	700,000				700,000	1,862,086				1,862,086	△1,162,086				△1,162,086
		計	18,000,000		12,900,000	2,000,000	3,100,000	17,923,261		13,100,000		4,823,261	76,739		△200,000	2,000,000	△1,723,261
衛生費	クセリン2工場の清掃設置工事	5	10,000,000		7,500,000		2,500,000	6,000,000		4,400,000		1,600,000	4,000,000		3,100,000		900,000
		6	114,000,000		85,500,000		28,500,000	105,100,000		78,600,000		26,500,000	8,900,000		6,900,000		2,000,000
		計	124,000,000		93,000,000		31,000,000	111,100,000		83,000,000		28,100,000	12,900,000		10,000,000		2,900,000
教育費	鳥居松小学校舎等リニューアル工事	3	301,800,000	49,596,000	252,200,000		4,000	0					301,800,000	49,596,000	252,200,000		4,000
		4	494,000,000	86,780,000	392,000,000		15,220,000	326,070,084	47,754,000	241,300,000		37,016,084	167,929,916	39,026,000	150,700,000		△21,796,084
		5	995,200,000	197,456,000	797,700,000		44,000	384,381,469	85,921,000	226,600,000		71,860,469	610,818,531	111,535,000	571,100,000		△71,816,469
		6	0					962,568,286	211,310,000	694,700,000		56,558,286	△962,568,286	△211,310,000	△694,700,000		△56,558,286
		計	1,791,000,000	333,832,000	1,441,900,000		15,268,000	1,673,019,839	344,985,000	1,162,600,000		165,434,839	117,980,161	△11,153,000	279,300,000		△150,166,839

(単位:円)

款 項	事 業 名	年 度	全 体 計 画 (A)					実 績 (B)					比 較 (A) - (B)				
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源		
				特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源	国・県支出金	地 方 債		そ の 他	一 般 財 源	国・県支出金		地 方 債	そ の 他
教 育	小 学 校 費 白 山 小 学 校 舎 等 リ ニ ュ ー ア ル 事 務 設 計 業 務	5	29,000,000				29,000,000	18,970,000				18,970,000	10,030,000				10,030,000
		6	67,000,000		60,300,000		6,700,000	47,272,000		40,300,000		6,972,000	19,728,000		20,000,000		△272,000
		計	96,000,000		60,300,000		35,700,000	66,242,000		40,300,000		25,942,000	29,758,000		20,000,000		9,758,000
	中 学 校 費 中 部 中 学 校 舎 等 リ ニ ュ ー ア ル 事 務 設 計 業 務	5	33,000,000				33,000,000	25,390,000				25,390,000	7,610,000				7,610,000
		6	72,000,000		64,800,000		7,200,000	52,476,800		44,700,000		7,776,800	19,523,200		20,100,000		△576,800
		計	105,000,000		64,800,000		40,200,000	77,866,800		44,700,000		33,166,800	27,133,200		20,100,000		7,033,200

報告第 32 号

令和 7 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 7 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年度春日井市一般会計補正予算(第3号)を次のとおり専決処分する。

令和7年7月24日

春日井市長 石 黒 直 樹

## 令和7年度春日井市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度春日井市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,570,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		27,780,871	23,130	27,804,001
	2 国庫補助金	9,690,407	23,130	9,713,537
17 県支出金		9,549,224	8,648	9,557,872
	2 県補助金	2,475,022	8,648	2,483,670
歳入合計		135,538,852	31,778	135,570,630

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		58,771,390	23,130	58,794,520
	1 社会福祉費	31,363,713	23,130	31,386,843
6 農林水産業費		353,618	8,648	362,266
	1 農業費	295,025	8,648	303,673
歳出合計		135,538,852	31,778	135,570,630

令和 7 年度

# 春日井市一般会計補正予算（第 3 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(2) 歳入

(3) 歳出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	27,780,871	23,130	27,804,001
17 県支出金	9,549,224	8,648	9,557,872
歳入合計	135,538,852	31,778	135,570,630

歳 出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	58,771,390	23,130	58,794,520	23,130				
6 農林水産業費	353,618	8,648	362,266		8,648			
歳出合計	135,538,852	31,778	135,570,630	23,130	8,648			

(2) 歳 入  
16 (款) 国庫支出金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 (項) 国庫補助金	9,690,407	23,130	9,713,537			
2 (目) 民生費国庫補助金	1,434,470	23,130	1,457,600	5 老人福祉費補助金	23,130	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

17 (款) 県支出金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 (項) 県補助金	2,475,022	8,648	2,483,670			
4 (目) 農林費県補助金	58,811	8,648	67,459	1 農業費補助金	8,648	農業人材力強化総合支援事業費補助金 7,500 経営体育成支援事業費補助金 1,148

(3) 歳 出  
3(款) 民生費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
1(項) 社会福祉費	31,363,713	23,130	31,386,843	23,130							
4(目) 老人福祉費	392,262	23,130	415,392	23,130				18 負担金、補助 及び交付金	23,130	1 普通建設事業 (1) 老人福祉施設整備等補助 23,130	

6(款) 農林水産業費

項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
1(項) 農業費	295,025	8,648	303,673		8,648						
3(目) 農産費	55,315	8,648	63,963		8,648			18 負担金、補助 及び交付金	8,648	1 諸事業 (1) 担い手育成支援 8,648	

報告第 33 号

鷹来公民館大規模改修工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鷹来公民館大規模改修工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鷹来公民館大規模改修工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和7年6月23日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鷹来公民館大規模改修工事（建築）
- 2 契約の相手方 春日井市松河戸町1463番地  
T S U C H I Y A株式会社春日井営業所

### 3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	390,280,000円	392,231,400円